

## 資料 2

### 川島町立小学校規模適正化基本計画と小中一貫教育について

川島町教育委員会では、平成27年10月28日に策定した「川島町立小学校規模適正化基本方針（修正版）」に基づき、平成28年2月19日に「川島町立小学校規模適正化計画」を策定しました。

この計画に基づき、平成30年4月1日には統合小学校として新設校2校（町立つばさ南小学校及びつばさ北小学校）を開設しました。

また、川島町立小学校規模適正化基本方針（修正版 抜粋参照）には「方策と統合校の設置場所」について「今後の取組方針」が示されております。

さらに、「Ⅶ 結びに」では「今回の学校規模適正化の実施を機会に、本町の小・中学校の子どもたちの学力や社会性の向上を図るため、国が進める小中一貫教育の推進を、積極的に推進していきたい。」との考え方も明示されています。

なお、基本方針（修正版）イメージ図では、平成30年度から平成34年度（目途）を小中一貫教育推進に向けた連携、交流、研究期間と位置づけておりますので、町の将来を担う子供たちの教育環境をより良いものとするため、この期間に様々な検証や協議を行うこととなります。

(基本方針抜粋)

○ 基本方針『方策と統合校の設置場所』について

「将来的には中学校に隣接し又は敷地内に新築し、小中一貫校としたい」  
教育委員会では、将来の目標として小中一貫校を設置したいという方針を掲げた。

アンケート結果では、小中一貫校・小中一貫教育は新たな取組みであることから「分からない」という回答は比較的多かったものの、保護者は、全体で37.2%が、統合対象地区で45.9%が「小中一貫校・小中一貫教育の取組を進めてほしい」と回答しており、比較的多くの方が、この取組みを望んでいると見られた。一方、地域住民は、全体で50.0%が、統合対象地区で53.1%が「小中一貫校・小中一貫教育の取組を進めてほしい」と回答しており、保護者以上に小中一貫校・一貫教育に期待を寄せていると見られた。

このような結果を受けて、本町においても小中一貫教育を積極的に推進することが必要と考え、小学校と中学校との連携、交流、研究を行っていく。また、学校教育法の改正により、平成28年4月から市町村の判断で、9年間の一貫した教育を行う新たな学校種として義務教育学校（※1）の設置が可能となる。

そこで、将来的には、小中学校の教員が、9年間を見通した中でお互いに協力し合い、子どもたちをよりきめ細かく指導することにより、学力や社会性の向上などを図ることを目的として、当面、「小中一貫型小・中学校（仮称）（※2）」による「小中一貫教育」の実現を目指したい。

例えば、独自の学年の区切りにより、英語科などの学習内容を、一部、小学校の段階から中学校の教員の協力により指導したり、小学校の算数、中学校の数学を小中学校の教員が協力して授業を行ったり、小中学生合同で部活動を実施するなどして「小中一貫教育」に取り組んでいきたい。

※ 1、2については、次の資料を参照

学校教育法等の改正に伴う文部科学省の説明会資料（H27.9.29）抜粋

資料2「小中一貫教育の全体の制度設計」

資料3「前期6年・後期3年の区切りと4-3-2などの関係」

## Ⅶ 結びに

対象とした4校以外の中山小学校と伊草小学校については、川島町教育委員会で定める小学校の適正規模の基準に合致しているが、今後は、将来にわたる児童数の推移を見極めながら、全体的な学校規模の適正化を検討することも考えられる。さらには、中学校の生徒数の減少を鑑みると、併せて中学校規模の適正化についても検討していく必要がある。

このような基本的な考え方を踏まえ、今回の学校規模適正化の実施を機会に、本町の小・中学校の子どもたちの学力や社会性の向上を図るため、国が進める小中一貫教育を、積極的に推進していきたい。